

議案第29号

大阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市後期高齢者医療に関する条例(平成20年大阪市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収の事務及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「施行令」という。)第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>[(1)~(7) 略]</p> <p>(8) 広域連合条例附則<u>第3条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>[(9) 略]</p> <p>(特別徴収の仮徴収額の変更)</p> <p>第7条 準用介護保険法第140条第2項並びに施行令第28条第1項及び第29条第1項において準用する介護保険法第140条第2項に規定する特別な事情がある場合は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とに1,000円以上の差額がある場合(当該年度の前の年度(以下「前年度」という。)の保険料の額に変更があった場合及び前年度において広域連合条例第15条<u>の規定</u>の適用を受けている期間がある場合を除く。)とする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)~(7) 同左]</p> <p>(8) 広域連合条例附則<u>第5条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>[(9) 同左]</p> <p>(特別徴収の仮徴収額の変更)</p> <p>第7条 準用介護保険法第140条第2項並びに施行令第28条第1項及び第29条第1項において準用する介護保険法第140条第2項に規定する特別な事情がある場合は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とに1,000円以上の差額がある場合(当該年度の前の年度(以下「前年度」という。)の保険料の額に変更があった場合及び前年度において広域連合条例第15条<u>又は広域連合条例附則第4条の規定</u>の適用を受けている期間がある場合を除く。)とする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p>

[2 略]

[2 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。